

令和5年度第3回地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会 議事要旨

【書面協議】

書面回答日：令和5年8月3日（木）

1 協議事項

令和4年度業務実績に関する評価案について

2 概要

地方独立行政法人法（平成15年7月16日号外法律第118号）第28条第1項第1号及び地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例（平成29年6月30日条例第21号）第1条の2第2号の規定に基づき、令和5年度第2回地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会（令和5年7月13日開催）において、地方独立行政法人茨城県西部医療機構に係る令和4年度業務実績に関する評価案について協議を行った。

その結果を踏まえ、再度検討のうえ修正を加えた評価案について、書面協議による意見徴取を行った。

3 結果

了承：5名 継続審議：0名

協議事項について了承された。

なお、今回いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり資料を修正する。

【修正箇所】

- 資料1 「令和4年度の業務実績に関する評価結果（案）」 **小項目評価**
50頁 設立団体評価 評価に係るコメント 9行目
- 資料2 「令和4年度の業務実績に関する評価結果（案）」 **全体評価及び大項目評価**
2頁 2行目

【修正内容】

修正前： ～ 材料費対営業収益比率及び薬品費対営業収益比率について、地方独立行政法人が運営する類似病院（病床数200床以上300床未満）の平均より 上回っているなかで、～

修正後： ～ 材料費対営業収益比率及び薬品費対営業収益比率について、地方独立行政法人が運営する類似病院（病床数200床以上300床未満）の平均より 抑制されているなかで、～

【修正理由】

材料費対営業収益比率及び薬品費対営業収支比率の数値については、類似平均より低く（低い方が経営において優れている。）、混乱を招くことが懸念されるため。